

道立高校への転学・編入学ガイドライン

転学・編入学とは

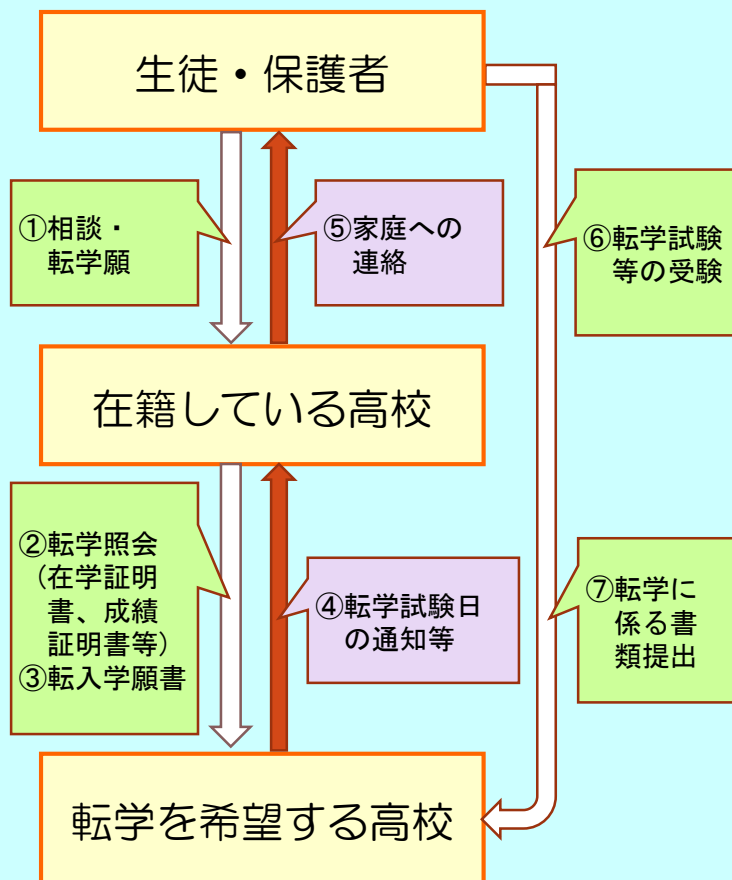
- 転学
高校に在籍している生徒が、保護者の転勤などによって、引き続き、他の学校の相当学年に転校すること。
- 編入学
種類の異なる学校から入学（特別支援学校高等部から高等学校への入学など）することや、高校を中退した者などが高校1学年当初以外の時期に中途入学すること、また、外国からの帰国者などが第1学年当初の入学時以外の時期に高校に入学すること。
※専修学校や各種学校から高校への編入学は、原則として不可。

道立高校へ転学・編入学が可能な主な要件

- 1 保護者の転勤などにより保護者及び生徒が転居すること。
- 2 希望する高校に受入れ定員の余地があること。
- 3 現在、在籍している学校（以下、「在籍校」という。）と、希望する高校の教育課程を照合し、受入れが可能であるか、確認が済んでいること。
※学校間で連携し、教育課程の相違について確認し、総合的に判断します。
- 4 希望する高校の転学・編入学試験に合格すること。
※試験は、希望する高校によって内容が異なります。



転学・編入学の手続



- ① 相談・転学願
在籍校の先生に相談し、上記の主な要件の2、3について事前に確認の上、教育課程などを考慮して転学しようとする学校を決めてください。その上で、在籍校へ「転学願」を提出してください。
- ② 転学照会
転学願を受けた学校は、転学を希望する高校に対して「生徒の転学に関する照会」を行います。その際、「在学証明書」、「成績証明書」を送付することになります（1学年の場合は、さらに「中学校の個人調査書の写し」、「学力検査成績証明書」が必要となることがあります）。
- ③ 転入学願書
転学を希望する高校に転入学願書等を提出します。
- ④ 転学試験日の通知、⑤家庭への連絡
転学を希望する高校から在籍校を通じて、生徒・保護者に転学試験日が通知されます。
- ⑥ 転学試験等の受験
転学を希望する高校で転学試験等を受験します。
- ⑦ 転学に係る書類提出
転学試験に合格後、転学を希望する高校へ必要な書類を提出します。

転学・編入学に関わるQ&A

Q1 転学は、保護者の転勤以外には認められませんか？

A1 原則、保護者の転勤や、病気の治療等のための住居の異動など、やむを得ない状況について、転学を希望する学校の校長が判断することとなりますが、その他、特別の事情については、在籍校を通じて、転学を希望する高校に問い合わせ願います。

Q2 保護者の転勤に伴い、1学年の入学当初に道立高校へ転学を希望する場合、どのように判断されますか？

A2 1学年の生徒が入学当初に転学しようとする場合は、ほとんどの高校では筆記試験を実施せず、中学校の個人調査書、入学者選抜学力検査の成績、面接の結果等を総合的に評価して、学校長が判断することとしています。

Q3 2学年の途中で転学する場合、転学先の高校の2学年では、学校が定める卒業までに必ず履修すべき科目が設置されていません。どのように判断されますか？

A3 卒業までに必ず履修すべき科目が転学先で履修できない場合、転学先の高校において、転学であることを踏まえて、当該校の教育活動全体を勘案しながら、卒業の可能性を総合的に判断（ただし、既に取得した科目の単位を別の科目に読み替えることは原則不可。）した上で、転学の受入れの可否について、転学を希望する学校の校長が判断することとなります。

※「履修」：学校が定めた規定に従い科目等を学習したことが認められること。

Q4 2学年の途中で退学した後、別の道立高校への編入学を希望する場合、もう一度、1学年からの学習が必要ですか？

A4 退学した学校において既に修得した単位に応じて、相当する学年への編入学を判断することとなります。そのため、例えば、1学年で修得した単位や編入学試験の結果に応じて、編入学を希望する高校の校長が2学年への編入学を認める場合もあります。

※「修得」：学校が定めた規定に従い科目等の学習の成果が認められること。

Q5 外国の高校から、日本の高校への編入学を希望する際、外国の現地校での学習は、どのように判断されますか？

A5 教育制度の異なる外国の現地校の教育課程を日本の学校の教育課程に当てはめることはできません。そのため、編入学先の高校が、外国の現地校での履修・修得について、包括的に学習の成果があり、履修・修得していると見なす単位と、編入学後に履修・修得が期待できる単位とを合わせ、卒業の可能性について総合的に判断することとなります。

Q6 転学試験や編入学試験の内容はどのようなものですか？

A6 転学試験及び編入学試験の実施内容等については、各学校で異なります。その詳細については、在籍校を通じて、転学又は編入学を希望する高校に問い合わせ願います。

Q7 転学を希望する学校の情報を収集して転学先を決めたいと思います。学校に直接問い合わせることは可能ですか？

A7 転学に関わる問合せは学校間で行うこととなります。なお、転学を希望する学校の特色や部活動等の情報については、当該校のウェブページ等から確認することができますが、不明な情報があれば、直接当該校に問い合わせることも可能です。

Q8 1学年から2学年に進級する際に、保護者の転勤に伴い転学する可能性があります。転勤が具体的に決まっていなくても転学照会は可能ですか？

A8 原則として、保護者の転勤（内定）等に伴い、保護者の住所の移転が確実に見込まれる場合に転学照会を行うこととなります。ただし、転学の可能性がある場合、又は、転学に関して不明な点がある場合は、早めに在籍校に相談願います。

上記Q&A以外について、ご不明な点がございましたら、次のところへお問い合わせください。

【問合せ先】 北海道教育庁高校教育課 高校教育指導係

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

TEL 011-204-5764 FAX 011-232-1108

E-Mail kyoiku.kokyo1@pref.hokkaido.lg.jp

URL <https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/122470.html>

